

交通安全のポイント

令和7年1月22日
福島県警察本部

1 人身交通事故発生状況（1月21日現在の概数）※（ ）は前年同期比

発生件数	死者数	高齢者	けが人数
107件 (+14件)	2人 (-3人)	1人 (-3人)	139人 (+32人)

2 県内では飲酒運転による死亡事故が発生！

1月22日午前6時35分ころ、郡山市駅前一丁目地内において、30代男性が飲酒の上、軽自動車を運転し、道路を横断していた10代の歩行者と衝突、歩行者が被害となる重大交通事故が発生しました。

大切な家族、知人を守るために、皆で力を合わせて福島県から飲酒運転一掃を！

3 交通安全のアドバイス



飲酒運転の代償

【酒酔い運転】（アルコールの影響で正常な運転が出来ない状態）

行政処分 **35**点（免許取消：欠格期間3年）

刑事処罰

- 運転者：5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 車両の提供者：5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 酒類の提供者・車両の同乗者：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金



【酒気帯び運転】

行政処分

- 呼気中アルコール濃度0.15mg/l以上0.25mg/l未満

基礎点数 **13**点（免許停止90日）

- 呼気中アルコール濃度0.25mg/l以上

基礎点数 **25**点（免許取消：欠格期間2年）

刑事処罰

- 運転者：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 車両の提供者：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 酒類の提供者・車両の同乗者：2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



**運転する人にお酒を飲ませた人・お酒を飲んだ人に運転させた人
飲酒運転の車に同乗した人も全員処罰されるんだ！**

また、飲酒運転で交通事故を起こし、危険運転致死傷罪（自動車運転行為処罰法第2条）が適用された場合、人を負傷させた場合15年以下の懲役・人を死亡させた場合1年以上の有期懲役で処罰される可能性があるぞ！

Check!



福島県交通対策協議会・福島県警察本部

～福島県警は、徹底的に飲酒運転を取り締まる～